

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年1月26日

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う
大磯町手数料条例の一部改正について

資料

改正の概要	1
改正の内容	1
フロー図	2
新旧対照表	3
関係法令等	参考

環境課

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う 大磯町手数料条例の一部改正について

1 改正の概要

町では、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき、犬の登録及び鑑札の交付を行っており、大磯町手数料条例（平成 12 年大磯町条例第 2 号）に基づき手数料を徴収しています。

令和元年 6 月 19 日付けで公布され、令和 4 年 6 月 1 日付けで施行された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「動物愛護管理法」という。）により、販売に供される犬及び猫へのマイクロチップの装着及び環境大臣（指定登録機関）に対して氏名、住所、犬猫の所在地、マイクロチップの識別番号等を登録すること等が義務化されました。また、狂犬病予防法における特例制度として、マイクロチップを鑑札とみなすことが規定されました。

これにより、マイクロチップを装着した犬の情報はオンラインにて完結することが可能となったことから、マイクロチップが装着された犬で環境大臣（指定登録機関）から本町に対し通知される情報により、犬の登録が可能な場合についての、本町の犬の登録手数料を無料とする内容で大磯町手数料条例の一部改正を行うものです。

2 改正の内容

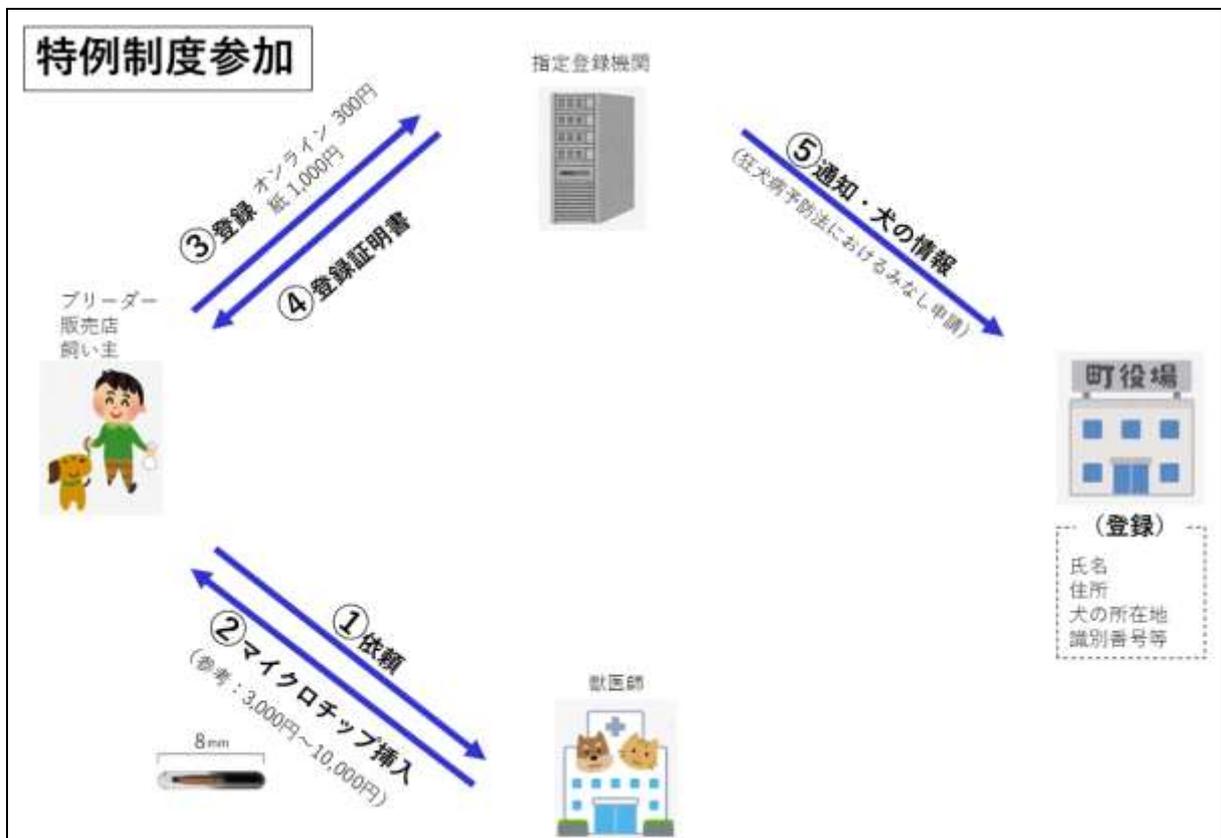
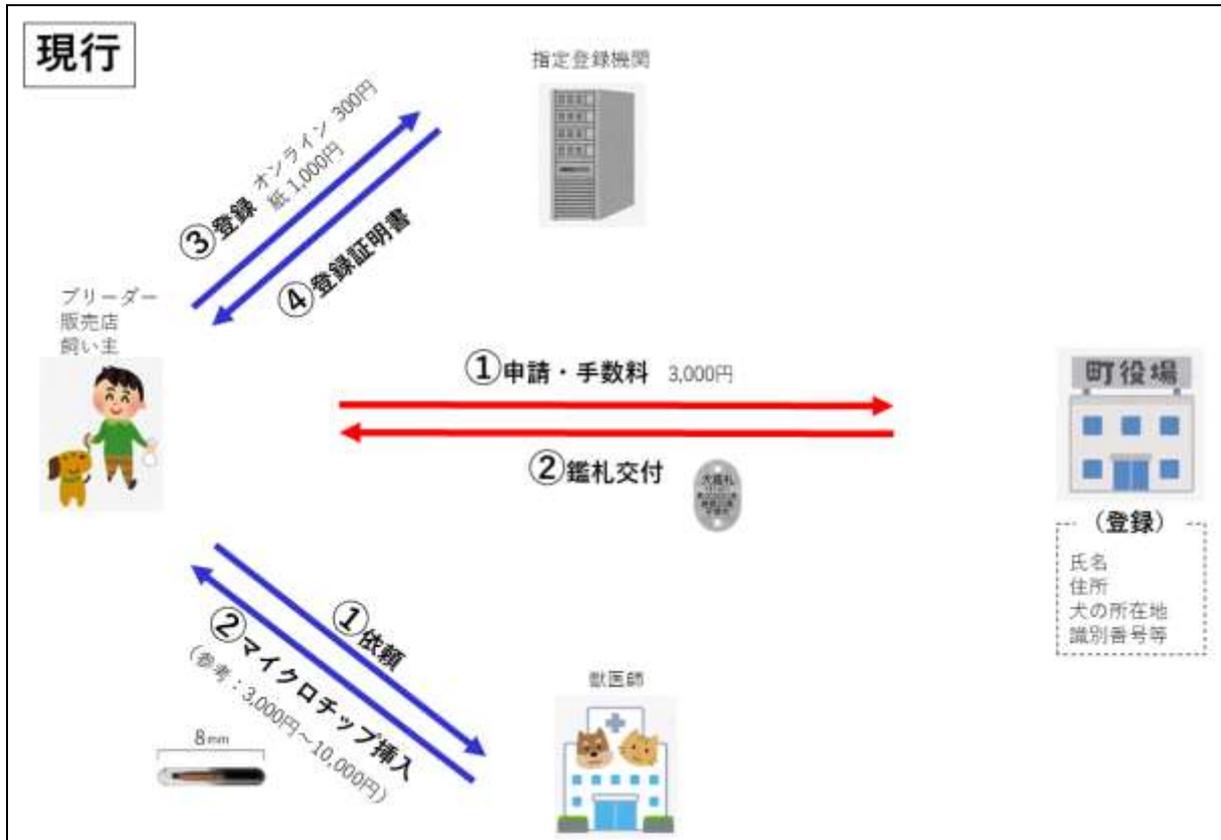
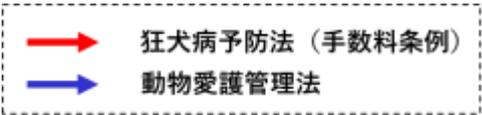
(1) 改正内容について

新旧対照表のとおり

(2) 施行日について

令和 5 年 4 月 1 日から施行予定

< フロー図 >



大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案	現行																				
<p>第1条 省略</p> <p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及び手数料の金額は、別表第1のとおりとする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務のうち手数料を徴収するものの種類及び手数料の金額については、別表第2に定めるものとする。</p> <p>第2項～第5項 省略</p> <p>第2条の2～第7条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係）※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="181 751 1072 1430"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 <u>（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。）</u></td> <td>1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付</td> <td>1件につき 550円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付</td> <td>1件につき 1,600円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付</td> <td>1件につき 340円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 <u>（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。）</u>	1頭につき 3,000円	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	<p>第1条 省略</p> <p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項及び手数料の金額は、別表第1のとおりとする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所に関する事務のうち手数料を徴収するものの種類及び手数料の金額については、別表第2に定めるものとする。</p> <p>第2項～第5項 省略</p> <p>第2条の2～第7条 省略</p> <p>別表第1（第2条関係）※抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1180 751 2072 1430"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録</td> <td>1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付</td> <td>1件につき 550円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付</td> <td>1件につき 1,600円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付</td> <td>1件につき 340円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	手数料の金額	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円
手数料を徴収する事項	手数料の金額																				
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 <u>（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。）</u>	1頭につき 3,000円																				
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円																				
狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円																				
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円																				
手数料を徴収する事項	手数料の金額																				
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭につき 3,000円																				
狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円																				
狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円																				
狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円																				

< 関係法令等 >

- 1 動物愛護管理法における、販売に供される犬及び猫のマイクロチップ装着の義務化の目的
逸走時の犬や猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推
進を目的とするもの。

2 狂犬病予防法の関連条文 (抜粋)

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

3 動物愛護管理法の関連条文 (抜粋)

(マイクロチップの装着)

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日（生後九十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- 2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(狂犬病予防法の特例)

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。
- 3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。
- 5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。
- 6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。